

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

令和3年2月5日  
近畿地方整備局長  
溝口 宏樹

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本案件は、土木工事の積算にあたって使用する、月刊「積算資料」及び季刊「土木施工単価」（以下、「積算資料等」という。）に掲載している建設資材及び機械賃料、市場価格等の価格データを電子媒体で購入するものであり、納品の要件を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、3.の応募要件を満たし、本案件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合、もしくは3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対して指名通知を行う予定である。

### 2. 調達概要

#### (1) 件名

「積算資料」材料単価等電子データ購入

#### (2) 購入内容

- ①「積算資料」材料単価データ 1回/月
- ②「積算資料」機械賃料等データ 1回/月

#### (3) 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月25日まで

#### (4) 納入場所

大阪府大阪府中央区大手前1-5-44 近畿地方整備局

#### (5) 納入日

月刊「積算資料」の当該前月の20日まで（例：6月号であれば5月20日まで）に納入すること。ただし、20日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）の場合はその前の平日に納入することとする。

### 3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、下記に示す①から③の資格を満たしている単体企業とする。

#### ①基本的要件

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 平成31・32・33年度または令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- 3) 参加意思確認書の提出期限の日から、開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- 4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務

省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和2年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

②承諾に関する要件

1) 本案件にあたっては、（一財）経済調査会が唯一有する「積算資料等」の掲載単価データの提供を要するため、あらかじめ著作権を有する（一財）経済調査会に当該購入調達品の納入について書面による承諾を得ること。

③納入体制に関する要件

1) 「積算資料等」の材料単価及び機械賃料の電子データを、当該前月の20日まで（例：6月号であれば5月20日まで）に納入することが可能なこと。

#### 4. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586

大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係

電話：06-6942-1141（代）

FAX：06-6943-7834

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間

令和3年2月5日（金）から令和3年2月15日（月）までの休日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

2) 申し込み及び交付場所

(1)に同じ。

3) 交付方法

手渡しとする。なお、説明書交付希望者は(1)担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限

令和3年2月15日（月） 16時00分

2) 提出場所

(1)に同じ

3) 提出方法

持参、または郵送（書留郵便に限る）すること。

#### 5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。

(3) この競争に参加を希望する者は、上記3. ① 2)に定める平成31・32・33年度または令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の近畿地域の競争参加資格申請が受理されたことが確認できる書類の写し（令和3年2月5日までに受理されたものに限る）を添付すること。

上記書類を提出できない者にあつては、上記3. ① 1)、3)、4)、5)及び3. ②、3. ③の要件を満たしていることを条件として、競争参加資格があるものと確認する。有資格者名簿への登録申請手続き中の者においては、令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の近畿地域の競争参加資格が有ることを確認できる資格審査結果通知書の写しを入札書受領期限までに提出しなかった時は、当該入札書は無効とする。

(4) 本業務は、令和3年4月1日から履行を開始するものとする。

本業務にかかる年度開始前の見積徴取時は、契約相手方の決定を保留とした上で、契約の予定者を決定するものであり、契約相手方の決定及び契約締結は令和3年4

月1日とする。

なお、本業務は、令和3年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした見積徴取であり、当該業務にかかる令和3年度の予算が成立し支出負担行為計画示達日が4月2日以降となった場合は、契約の相手方の決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とし、本予算成立後に全体の契約とする。

(5) 詳細は説明書による。